旧(2024年6月1日実施)		新(2025年11月1日実施) 備考	
(省略)		(省略)	
5. 電気契約種別及び料金表		5. 電気契約種別及び料金表	
I. 従量電灯Bメイト		I. 従量電灯Bメイト	
(省略)		(省略)	
(4)料金表(消費税等相当額を含る	みます。)	(4)料金表(消費税等相当額を含みます。)	
① 基本料金		① 基本料金	
基本料金は、1か月につき次契約電流10アンペア		基本料金は、1か月につき次のとおりとします。 契約電流10アンペア 418.00円	
美が電流10ケンペケ	<u>402.60</u> 円	契約電流10アンペア	
契約電流15アンペア	<u>603.90</u> 円	契約電流 1 5 アンペア 6 2 7.00 円	
契約電流20アンペア	<u>805.20</u> 円	契約電流20アンペア   836.00円	
契約電流30アンペア	<u>1,207.80</u> 円	契約電流 3 0 アンペア 1, 2 5 4. 0 0 円	
契約電流40アンペア	<u>1,610.40</u> 円	契約電流 4 0 アンペア 1,672.00円	
契約電流50アンペア	<u>2,013.00</u> 円	契約電流 5 0 アンペア <u>2,090.00</u> 円	
契約電流60アンペア	<u>2,415.60</u> 円	契約電流 6 0 アンペア <u>2,508.00</u> 円	
② 電力量料金 電力量料金は、1か月の使用	雷力量にトって質定します	② 電力量料金 電力量料金は、1か月の使用電力量によって算定します。	
最初の120キロワット時つき		最初の120キロワット時までの1キロワット時に <u>34.27</u> 円 つき	
	280キロワット時まで 39.97円	1 2 0 キロワット時を超え 2 8 0 キロワット時まで <u>4 0.3 1</u> 円	
の1キロワット時につき		の1キロワット時につき	
280キロワット時を超える1キロワット時につき 43.54円		280キロワット時を超える1キロワット時につき 43.88円	

旧(2024年6月1日実施)	新(2025年11月1日実施)	備考
----------------	-----------------	----

## Ⅱ. 従量電灯Cメイト

(省略)

- (5) 料金表(消費税等相当額を含みます。)
  - 基本料金

基本料金は、1か月につき次のとおりとします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき

402.60円

② 電力量料金

電力量料金は、1か月の使用電力量によって算定します。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	33.93円
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1 キロワット時につき	39.13円
280キロワット時をこえる1キロワット時につき	41.72円

## Ⅲ. 低圧電力メイト

(省略)

- (5) 料金表(消費税等相当額を含みます。)
  - 基本料金

基本料金は、1か月につき次のとおりとします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額とします。

契約電力1キロワットにつき

1,047.17円

② 電力量料金

電力量料金は、1か月の使用電力量によって算定します。

1キロワット時につき

32.15円

## (省略)

Ⅱ. 従量電灯Cメイト

(省略)

- (5) 料金表(消費税等相当額を含みます。)
  - 基本料金

基本料金は、1か月につき次のとおりとします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき 418.00円

② 電力量料金

電力量料金は、1か月の使用電力量によって算定します。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	34.27円
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1キロワット時につき	39.47円
280キロワット時をこえる1キロワット時につき	42.06円

## Ⅲ. 低圧電力メイト

(省略)

- (5) 料金表(消費税等相当額を含みます。)
  - 基本料金

基本料金は、1か月につき次のとおりとします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額とします。

契約電力1キロワットにつき1,073.92

② 電力量料金

電力量料金は、1か月の使用電力量によって算定します。

1キロワット時につき 32.42円

(省略)

旧(2024年6月1日実施)	新(2025年11月1日実施)	備考
付則	付則	
契約規程の実施期日	契約規程の実施期日	変更
この契約規程は、 <u>2024年6月1日</u> から実施します。ただし、本契約規程に基づく料金算定の方法は、 <u>2024年6月分</u> の料金から適用するものとします。	この契約規程は、 <u>2025年11月1日</u> から実施します。ただし、本契約規程に基づく 料金算定の方法は、 <u>2025年11月分</u> の料金から適用するものとします。	
(省略)	(省略)	